

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年十一月一日奈良県指令建第一〇四―七九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年三月十一日建第九六〇二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字神楽一一七番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市神楽二丁目一四番四〇号 神楽ロイヤルヒルズⅡ一〇五号

磯田由大

磯田有利